

「公共交通乗って ecoh（行こう）！」県民運動奨励金支給要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「公共交通乗って ecoh（行こう）！」県民運動による公共交通利用促進に努めた企業等に、「公共交通乗って ecoh（行こう）！」県民運動奨励金（以下、「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、「協議会」とは、「みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会」をいう。
2 この要領において、「要綱」とは、「公共交通乗って ecoh（行こう）！」県民運動実施要綱」をいう。
3 この要領において、「企業等」とは、要綱第3条に定める企業等をいう。

（支給要件）

第3条 奨励金は、要綱第3条に定める企業等のうち、公共交通利用促進に関する宣言を實踐し、利用増等につながったと認められ、協議会の支給決定を受けた場合に予算の範囲内で企業等に支給する。

（支給額）

第4条 支給額は1企業等あたり10万円とし、1回限りとする。

（支給申請期限及び申請方法）

第5条 奨励金の支給申請は、要綱第8条に定める実績報告書の提出に代えるものとする。

（申請期間）

第6条 奨励金の申請は、次に掲げる期限までに行うものとする。

宣言の届出（要綱第5条）期限	支給申請（要綱第8条）期限
令和5年1月16日まで	令和5年3月1日まで

（支給の決定等）

第7条 協議会は、要綱第8条により提出された実績報告書の内容を精査し、奨励金の支給又は不支給を決定するものとする。
2 協議会は、前項により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、企業等に対して、公共交通乗って ecoh（行こう）！宣言 奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第1号、不支給の場合は様式第2号）を交付する。
3 協議会は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を企業等が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（奨励金の取り消し・返還等）

第8条 協議会は、奨励金の支給を受けた企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、企業等に対

して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給の決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他の不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 企業等が要綱第9条に該当していることが判明した場合
- (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要領は令和4年5月16日から適用する。

附則

この要領は令和5年1月16日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

みんな乗り第 号
令和 年 月 日

様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

公共交通乗ってecoh（行こう）！県民運動 奨励金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった公共交通利用促進宣言（乗ってecoh！宣言）について、
下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。
引き続き、公共交通の利用促進の取り組みをよろしく願い申し上げます。

記

支給額 金 円

様式第2号（第7条関係）

みん乗り第 号
令和 年 月 日

様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

公共交通乗ってecoh（行こう）！県民運動 奨励金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった公共交通利用促進宣言（乗ってecoh！宣言）について、
下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

支給しない理由

様式第3号（第8条関係）

みん乗り第 号
令和 年 月 日

様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

公共交通乗ってecoh（行こう）！県民運動 奨励金支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付けで支給した、公共交通乗ってecoh（行こう）！宣言 奨励金については、
下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

なお、既に支給した奨励金は、返還してください。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 令和 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関から払い込みください。